

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（行情）諮問第420号）

答申日：平成30年2月14日（平成29年度（行情）答申第459号）

事件名：発達障害者支援法上の発達障害者の障害の特性が記載されている文書（特定課分）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の発達障害者の障害の特性が記載されている文書（特定課分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-5号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、「発達障害者支援法上の発達障害者の障害の特性が記載されている文書（特定課分）」の開示を求めている。

#### 2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得しておらず、保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示とする決定を行い、行政文書不開示決定通知書（平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-5号）により、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求に係る行政文書を管理している旨を主張している。

#### 4 原処分の妥当性について

法9条2項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、不開示決定をすることとされている。

庁内に保存されている行政文書の検索を行ったところ、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）上の発達障害者の障害の特性が記載されている行政文書については、作成又は取得しておらず、保有していないことが判明したことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定したものである。

#### 5 結語

以上のとおり、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから不開示とした原処分は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月9日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、発達障害者支援法上の発達障害者の障害の特性が記載されている文書（特定課分）である。

審査請求人は、処分庁が本件対象文書を管理している旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書について、警察庁の特定課において、「発達障害」又は「障害者の特性」といった本件対象文書がつづられている可能性のある行政文書ファイルを探したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

イ また、処分庁の担当者は、警察庁の特定課の各係の職員に本件対象文書の有無について聴取したが、同文書の存在は確認できなかった。

ウ 本件開示請求を受け、念のため、処分庁において本件対象文書について、執務室内の机、書庫、書架等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、改めて処分庁において同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 警察庁の特定課が人事管理等に係る業務を所掌していることからすれば、発達障害者に係る行政文書を仮に自ら作成していないとしても、他

省庁等から取得している可能性が全くないとまではいい難く、本件対象文書を探索したが、その存在は確認できなかったとする諮問庁の上記（１）の説明は疑問なしとしない。一方、諮問庁から、警察庁の特定課の行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、一見して、本件対象文書がつづられている可能性があると思われられるような行政文書ファイルが登録されているとはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久